

オンライン資格確認に向けて

令和2年10月から

保険証等の

様式が改正と

なります



令和3年3月から、医療機関を受診する際に健康保険の資格をオンラインで確認できる

「オンライン資格確認」の仕組みが始まります。

これに伴い保険証の番号が個人単位に変わります。

新しく始まる保険証のオンライン資格確認とは、マイナンバーカードのICチップや健康保険証の記号・番号を使って、患者の健康保険の資格情報を医療機関で即座にオンラインで確認できるようにする仕組みのことです。最新の資格情報を確認できるため、資格喪失後の保険証で誤って受診してしまうという事態が防げます。

「オンライン資格確認」の仕組みの開始に伴い、令和2年10月から、保険証等の様式が改正され、保険証等の番号欄に2桁の枝番が追加されます。2桁の枝番が追加されることで、保険証の番号が世帯単位から個人単位になり、被保険者・被扶養者それぞれ個人ごとに特有の番号となります。

(注)現在お手元にある発行済みの保険証については、これまで通り2桁の枝番がないものでも使用できます。回収して再交付は行いませんので、そのままご使用ください。

これまで

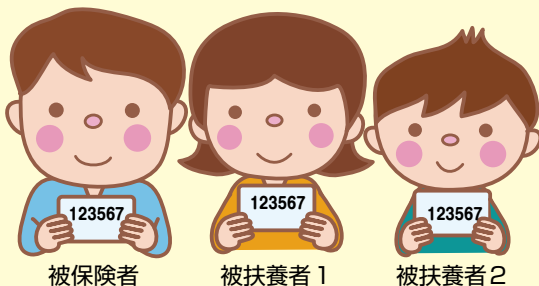
世帯単位

健康保険被保険者証		令和 00年 00月 00日 交付	
記号	1234	番号	1234567
氏名	〇〇〇〇 〇〇		
生年月日	令和 00年 00月 00日		
性別	XX		
認定年月日	令和 00年 00月 00日		
被保険者氏名	〇〇〇〇 〇〇〇		
事業所名称	XXXXXXXXXXXXXXXX		
保険者番号	0:0:0:0:0:0:0:0		
保険者名称	XXXXXXXXXX 〇〇支部		
保険者所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇-〇		

記号
1234
番号
1234567

保険証の番号は世帯単位で付番されていることから、被保険者と被扶養者で同じ番号となっています。このため、世帯単位で識別できますが、個人を識別することができません。

被保険者と被扶養者が全員同じ番号



被保険者

被扶養者 1

被扶養者 2

令和2年10月から
新しく発行される
保険証から

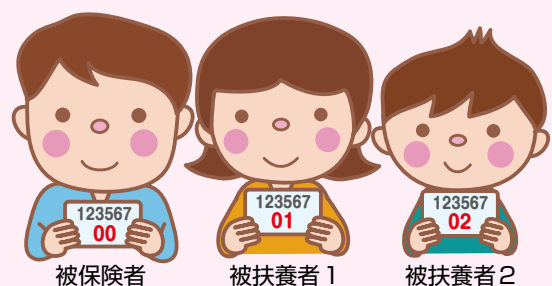
個人単位化

健康保険被保険者証		令和 00年 00月 00日 交付	
記号	1234	番号	1234567 00
氏名	〇〇〇〇 〇〇		
生年月日	令和 00年 00月 00日		
性別	XX		
認定年月日	令和 00年 00月 00日		
被保険者氏名	〇〇〇〇 〇〇〇		
事業所名称	XXXXXXXXXXXXXXXX		
保険者番号	0:0:0:0:0:0:0:0		
保険者名称	XXXXXXXXXX 〇〇支部		
保険者所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇-〇		

記号
1234
番号
1234567
枝番
00

枝番が追加されることで被保険者、被扶養者のそれぞれ個人ごとに異なる特有の番号となります。保険証の番号が個人単位になるため、個人を識別できるようになります。

個人ごとに異なる特有の番号



被保険者

被扶養者 1

被扶養者 2